

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界  
知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条  
(3)の改正

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の一部を次のように改正する。

第九条(3)を次のように改める。

(3) 事務局長は、六年の任期をもつて任命される。事務局長は、六年の任期をもつて一回に限り引き続き任命されることができる。任命に関するその他のすべての条件は、一般総会が定める。